

富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第29条第1項の規定による事実公表

平成26年11月25日

○ 事 案

次に掲げる事業者は、富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項に規定する許可を受けずに土砂等により土地の埋立て等を施行した。

この事業者に対し、第22条の規定に基づき土地の埋立て等の中止を命じた後、第23条の規定に基づき期限を定めて原状回復等を命じたが従わなかった。

よって、第29条第1項の規定により、ここにその事実を公表するものである。

○ 事業者

住 所 静岡県富士宮市万野原新田3768番地の4
クリアビュー大富士201

氏 名 鈴木 義弘

○ 土砂等により土地の埋立て等が施行された場所

富士市大淵字笹場5536番2 外

公表期間：原状回復等の命令内容を履行し、確認されるまで